

労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府・厚生労働省令第七号）

改正案	現行
<p>（経営強化計画の提出）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項第五号に規定する員外監事とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 労働金庫の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。</p> <p>イ 当該労働金庫の会員（個人会員（労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員をいう。以下イにおいて同じ。）を除く。）を構成する者（同条第二項に規定する代議員を含む。）又は個人会員以外の者であること。</p> <p>ロ その就任の前五年間当該労働金庫の理事若しくは職員又は当該労働金庫の子会社（同法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。次号ロにおいて同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次号ロにおいて同じ。）若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。</p> <p>ハ 当該労働金庫の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。</p> <p>ニ 労働金庫連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。</p> <p>イ 当該労働金庫連合会の会員である労働金庫の役員又は職員以外の者であること。</p> <p>ロ その就任の前五年間当該労働金庫連合会の理事若しくは職員又は当該労働金庫連合会の子会社の取締役、会計参与若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。</p> <p>ハ 当該労働金庫連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。</p>	<p>（経営強化計画の提出）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項第五号に規定する員外監事とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 労働金庫の監事のうち、当該労働金庫の会員（労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員（以下この号において「個人会員」という。）を除く。）を構成する者（同条第二項に規定する代議員を含む。）又は個人会員以外の者であつてその就任の前五年間当該労働金庫の理事若しくは職員又は当該労働金庫の子会社（同法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。次号において同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次号において同じ。）若しくは執行役若しくは使用人でなかつたもの。</p> <p>ニ 労働金庫連合会の監事のうち、当該労働金庫連合会の会員である労働金庫の役員又は職員以外の者であつてその就任の前五年間当該労働金庫連合会の理事若しくは職員又は当該労働金庫連合会の子会社の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかつたもの。</p>

(法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第十八条 法第十二条第一項(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画(法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該労働金庫等が当該実施期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第四条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は金融持株会社等に係る取得株式等(法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。)(の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一(三) (略)

2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する労働金庫等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第十八条 法第十二条第一項(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画(法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該労働金庫等が当該期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一(三) (略)

2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 協定銀行が現に保有する取得株式等(法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)及び取得貸付債権(同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。)(のうち経営強化計画を提出する労働金庫等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第四十三條 法第二十二條第一項(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画(法第十六條第一項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該労働金庫等が当該実施期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六條第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成金融持株会社等に係る取得株式等(法第二十條第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(法第二十條第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一(三) (略)

2 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する労働金庫等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第四十三條 法第二十二條第一項(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画(法第十六條第一項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該労働金庫等が当該期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一(三) (略)

2 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 協定銀行が現に保有する取得株式等(法第二十條第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)及び取得貸付債権(同條第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。)のうち経営強化計画を提出する労働金庫等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出)

第四十五條 法第二十二條第三項(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定により経営計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画(法第十六條第三項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。又は経営計画(法第二十二條第三項又は第二十四條第五項の規定により提出したもの)をいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該労働金庫等が当該実施期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六條第三項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成金融持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(法第三十三條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第六十二條 法第三十三條第一項(法第三十四條第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画(法第二十七條第一項若しくは第三十三條第一項の規定により提出したもの又は法第三十條第一項の規定による承認を受けたもの

(法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出)

第四十五條 法第二十二條第三項(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定により経営計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画(法第十六條第三項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。又は経営計画(法第二十二條第三項又は第二十四條第五項の規定により提出したもの)をいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該労働金庫等が当該期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(法第三十三條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第六十二條 法第三十三條第一項(法第三十四條第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画(法第二十七條第一項若しくは第三十三條第一項の規定により提出したもの又は法第三十條第一項の規定による承認を受けたもの

をいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

(法第三十二条第二項等の規定による経営強化指導計画の提出)
第六十三条 法第三十二条第二項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内(同項ただし書に該当する場合にあつては、当該実施期間が終了する一月前まで)に、当該経営強化指導計画に役員の履歴書その他の法第三十二条第二項に規定する経営指導の内容の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 (略)

(法第三十二条第三項等の規定による経営計画の提出)

をいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該協同組織金融機関が当該期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(法第三十二条第二項等の規定による経営強化指導計画の提出)
第六十三条 法第三十二条第二項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内(同項ただし書に該当する場合にあつては、当該実施期間が終了する一月前まで)に、当該経営強化指導計画に役員の履歴書その他の法第三十二条第二項に規定する経営指導の内容の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(法第三十二条第三項等の規定による経営計画の提出)

第六十四条 法第三十二条第三項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により経営計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画（法第二十七条第一項若しくは第三十四条第三項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）又は経営計画（法第三十二条第三項又は第三十四条第五項の規定により提出したものを用いる。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別紙様式第四号に準じて作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一・二（略）

2・3（略）

（法第三十二条第四項等の規定による経営指導計画の提出）

第六十五条 法第三十二条第四項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内（同項ただし書に該当する場合にあつては、当該実施期間が終了する一月前まで）に、当該経営指導計画に役員の履歴書を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処

第六十四条 法第三十二条第三項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により経営計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画（法第二十七条第一項若しくは第三十四条第三項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）又は経営計画（法第三十二条第三項又は第三十四条第五項の規定により提出したものを用いる。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。）に、別紙様式第四号に準じて作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該協同組織金融機関が当該期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一・二（略）

2・3（略）

（法第三十二条第四項等の規定による経営指導計画の提出）

第六十五条 法第三十二条第四項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内（同項ただし書に該当する場合にあつては、当該実施期間が終了する一月前まで）に、当該経営指導計画に役員の履歴書を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2
(略)

分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

2
(略)